

京都市建築法令実務ハンドブック 正誤表

項目	場所	誤	正
総 3 - 1	解釈	「総 3 - 2 から総 3 - 1 4、単 2 - 1 で使用する～」	「総 3 - 2 から総 3 - 1 4、単 2 - 2 で使用する～」
単 2 - 4	関連条文	「令第 116 条の 2 第 2 項」	削除
単 3 - 2	A 1	「建築物の防火避難規定の 解説にでは」	「建築物の防火避難規定の 解説では」
単 6 - 7	解釈 2	「点検扉とした場合は、管 径は制限されず」	「点検扉とした場合は、管 径は制限されず」
集 2 - 1	解釈 個人タ クシーの車庫	「事務所」	「「事務所」だが「住宅の 部分」に含むことができ る。」
条 1 - 2	Q 4、A 4	Q 4、A 4	Q 5、A 5

※ 現在ホームページに掲載している京都市建築法令実務ハンドブックは、これらの修正を反映しています。